

資料2

飯塚市要保護児童連絡協議会新要綱について

要綱作成で留意したこと

○飯塚市3児童死亡事例検証報告書の提言

- ・個別ケース検討会議を記載し、国の指針に乗っ取った代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の三層構造とする。
- ・各会議の構成員の責務についての明記

○「児童福祉法」「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針について」等国の指針に基づき作成

○他市の要綱を参考：県内16市、県外20市・区

※人口規模が同程度、三層構造について国の指針に基づいて作成している市を抽出

○飯塚市要保護児童連絡協議会 体制再編作業部会（第1・2・3回）の各委員の意見

名称及び第1条(設置・目的)・第2条(定義)

新旧対照表

	旧	新
要綱名	飯塚市要保護児童連絡協議会要綱	飯塚市要保護児童 対策地域 協議会 設置 要綱
設置趣旨目的	<p>(設置)</p> <p>第1条 要保護児童(児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。))第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。)の適切な保護又は要支援児童(法第6条の3第5項に規定する要支援児童をいう。以下同じ。)若しくは特定妊婦(法第6条の3第5項に規定する特定妊婦をいう。以下同じ。)への適切な支援を図るため、法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会として、飯塚市要保護児童連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 要保護児童の早期発見及び適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。))第25条の2第1項の規定に基づき、飯塚市要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p>
定義 ※新規		<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 要保護児童 法第6条の3第8項に規定する保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童(法第31条第4項に規定する延長者及び法第33条第8項に規定する保護延長者を含む。)をいう。</p> <p>(2) 要支援児童 法第6条の3第5項に規定する保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童(前号に規定する要保護児童に該当するものを除く。)をいう。</p> <p>(3) 特定妊婦 法第6条の3第5項に規定する出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦をいう。</p> <p>(4) 支援対象児童等 要保護児童、要支援児童及びその保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。)又は特定妊婦をいう。</p>

第3条(所管事務)・第4条(組織)・第5条(会長及び副会長の職務)

新旧対照表

	旧	新
所管事務	<p>(所管事務) 第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。 (1) 要保護児童、要支援児童又は特定妊婦(以下「要保護児童等」という。)に関する情報の交換 (2) 要保護児童等に対する支援の協議 (3) 各関係機関等との連携に関する事 (4) 前3号に掲げるもののほか要保護児童等対策を図るために必要な事項</p>	<p>(所管事務) 第3条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。 (1) 支援対象児童等に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換並びに支援対象児童等に対する支援の内容の協議に関する事 (2) 関係機関等(次条に規定する関係機関等をいう。以下同じ。)との連携及び協力の推進に関する協議に関する事 (3) 前2号に掲げるもののほか支援対象児童等対策を図るために必要な事項</p>
組織	<p>(組織) 第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関等に所属する者をもって構成する。</p>	<p>(組織) 第4条 協議会は、別表に掲げる関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他関係者(以下「関係機関等」という。)により構成する。</p>
会長及び副会長の職務	<p>(会長及び副会長の職務) 第4条 協議会に会長及び副会長を置き、代表者会議の構成員の互選により定める。 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が不在のときは、その職務を代理する。</p>	<p>(会長及び副会長の職務) 第5条 協議会に会長及び副会長を置き、代表者会議の構成員の互選により定める。 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が不在のときは、その職務を代理する。</p>

第6条(会議)・第7条(代表者会議)

新旧対照表

	旧	新
会議	<p>(会議) 第5条 協議会に、代表者会議、部会、実務者会議を置く。</p>	<p>(会議) 第6条 協議会に、代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議を置く。</p>
代表者会議	<p>2 代表者会議は総括的事項、部会は調整事項、実務者会議は具体的な事項について、審議するものとする。 3 代表者会議は、関係機関等の代表者で構成し、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。 4 代表者会議は、協議会構成員の過半数の出席がないと開くことができない。</p>	<p>(代表者会議) 第7条 代表者会議は、関係機関等の代表者又はその指定する者により構成するものとする。 2 代表者会議は、実務者会議が円滑に機能するよう環境整備を行うため、次に掲げる事項について協議する。 (1) 支援対象児童等の支援に関するシステム全体の検討 (2) 実務者会議からの協議会の活動状況の報告と評価 (3) その他協議会の運営や目的の達成に必要な事項 3 代表者会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。</p>

第8条(実務者会議)・第9条(個別ケース検討会議)

新旧対照表

	旧	新
実務者会議	<p>5 部会は、要保護児童等に対する支援の調整等が必要な際に、会長が必要と認める関係機関等の代表者で構成し、出席者の互選により座長を定め、座長が議長となる。</p>	<p>(実務者会議) 第8条 実務者会議は、関係機関等に従事する実務者で構成するものとする。 2 実務者会議は、次に掲げる事項について協議する。 (1) すべてのケースについて定期的な状況のフォロー、主担当機関の確認、支援方針の見直し等 (2) 定例的な情報交換及び個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討 (3) 支援対象児童等の実態把握及び支援を行っているケースの総合的な把握 (4) 要保護児童対策を推進するための啓発活動 (5) 協議会の年間活動方針の策定及び代表者会議への報告 3 実務者会議は、調整機関の長が必要に応じて招集する。</p>
個別ケース検討会議	<p>6 実務者会議は、個別の要保護児童等に対する支援の必要が発生したときに、会長が必要と認める関係機関等の構成員の中から指名する者で構成し、指名された委員の出席者の互選により座長を定め、座長が議長となる。</p>	<p>(個別ケース検討会議) 第9条 個別ケース検討会議は、直接かかわりを有している又は今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当で構成するものとする。 2 個別ケース検討会議は、次に掲げる事項について協議する。 (1) 関係機関等が現に対応している虐待事例についての危険度及び緊急度の判断 (2) 支援対象児童等の状況の把握及び問題点の確認 (3) 支援の経過報告及びその評価、新たな情報の共有 (4) 支援方針の確立及び役割分担の決定及びその認識の共有 (5) ケースの主担当機関と主たる支援機関の決定 (6) 実際の支援、支援方法及び支援計画の検討 (7) 次回会議(評価及び検討)の確認 3 個別ケース検討会議は、調整機関の長が必要に応じて招集する。</p>

第10条(守秘義務)・第11条(調整機関)・第12条(その他)

新旧対照表

	旧	新
守秘義務 ※新規		<p>(守秘義務)</p> <p>第10条 協議会の構成員又はその職にあった者は、法第25条の5の規定を遵守し、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 協議会が、構成員以外の者の出席を求めた場合には、その出席者についても協議会に関して知り得た情報について漏らしてはならない。</p>
要保護児童対策調整機関の指定	<p>(要保護児童対策調整機関の指定)</p> <p>第6条 法第25条の2第4項の規定による要保護児童対策調整機関は、福祉部子育て支援課とする。</p>	<p>(要保護児童対策調整機関)</p> <p>第11条 市長は、法第25条の2第4項に規定により、要保護児童対策調整機関(以下「調整機関」という。)として、飯塚市福祉部子育て支援課を指定する。</p> <p>2 調整機関は、次に掲げる業務を行う。</p>
要保護児童対策調整機関の業務	<p>(要保護児童対策調整機関の業務)</p> <p>第7条 要保護児童対策調整機関の業務は、おおむね次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 協議会の事務の総括に関すること。</p> <p>(2) 要保護児童等に対する支援の実施状況の把握及び関係機関等との連絡調整に関すること。</p> <p>(3) 協議会の庶務に関すること。</p>	<p>(1) 協議会の事務の総括</p> <p>(2) 支援対象児童等に対する支援の実施状況の把握及び関係機関等との連絡調整</p> <p>(3) 協議会の庶務に関すること</p> <p>(4) その他協議会の運営に関して必要な事項</p>
その他	<p>(その他)</p> <p>第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、協議会において定める。</p>	<p>(その他)</p> <p>第12条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、協議会において別に定める。</p>